別表第四

新年俸制適用職員給与規程第11条第1項第2号に定める評価額（２号評価額）への反映

　基準額に乗ずる加減率

|  |  |
| --- | --- |
| 業績評価区分 | 基準額に乗ずる加減率 |
| 特に優秀 | 「優秀」の加減率を超えて+100%の範囲内 |
| 優秀 | 「特に良好」の加減率を超えて+75%の範囲内 |
| 特に良好 | ±0%を超えて+50%の範囲内 |
| 良好 | ±0% |
| やや良好でない | ±0%を超えて-50%の範囲内 |
| 良好でない | 「やや良好でない」の加減率を下回り-75%の範囲内 |
| 要改善 | 「良好でない」の加減率を下回り-100%の範囲内 |

基準額

|  |  |
| --- | --- |
| 職位 | 基準額 |
| 教授 | 200,000 |
| 准教授・講師 | 140,000 |
| 助教・助手 | 100,000 |

１．業績評価結果を基に、上記の「基準額に乗ずる加減率」により加減率を

決定する。

２．決定された加減率を上記の「基準額」に乗じて算出された金額を新年俸

制適用職員給与規程第11条第1項第2号に定める２号評価額とする。